

日光市監査委員告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、指定管理者
監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月22日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 川 村 寿 利

- | | |
|---------|--|
| 1 監査の対象 | 指定管理施設 日光市土呂部キャンプ場
(指定管理者 土呂部キャンプ場管理組合) |
| 2 監査の期間 | 令和5年9月15日～令和5年9月28日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 財政援助団体等 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等（公
の施設の指定管理者）監査

3 監査の対象

指定管理施設 日光市土呂部キャンプ場

指定管理者 土呂部キャンプ場管理組合

所管課 栗山観光課

4 監査の期間

令和5年9月15日～令和5年9月28日

5 監査の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年3月末日現在で実施した。

（2）あらかじめ提出を求めた監査資料、関係帳票及び証ひょう類等を主体として照査するとともに、指定管理者の関係職員及び所管課職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑等を行った。また、現地調査を行った。

7 監査の結果

（1）総括

指定管理者から提出された関係帳簿、証拠書類について、一部記載内容に誤り、漏れ等が見受けられた。また、事務の執行に当たって、是正・改善すべき事項が散見された。

（2）指摘事項

[指定管理者（土呂部キャンプ場管理組合）]

（ア）指定管理に係る業務については、組合本体業務とは独立した経理を行わなければならないとされているが、会計帳簿、通帳等が分離されておらず、収支においても指定管理に係る経費・組合本体業務に係る経費の区別に曖昧な部分が見受けられた。

(イ) 収支に関する書類（利用料金に伴う収入や事業経費の支出を証明するもの）が一部保管されておらず、管理が徹底されていなかった。

(ウ) 利用料金の設定や変更をするにあたって、市の承認手続きを行っていなかった。

(エ) 損害保険に加入すべき自主事業を実施しているが、保険に加入していなかった。

(オ) 自動販売機を設置し、収入を得ているが、自動販売機を設置者が不明となっており、設置に係る許可、手続きが行われているかについても確認が取れなかった。

[所管課（栗山観光課）]

(ア) 指定管理業務仕様書に記載の業務と実際に行われている業務に乖離がみられた。

8 意見及び要望

[指定管理者（土呂部キャンプ場管理組合）]

(1) 収納した利用料金などの現金の保管については、紛失・盗難等のおそれもあることから、定期的に金融機関に預けるなど、現金の安全管理について徹底されたい。

(2) 一部帳票類の誤り、手続の不備等から、指定管理者制度に対する理解不足が見受けられた。今後は、制度に対する理解を十分に深められ業務に当たるとともに、必要に応じて所管課に指導・助言等を求めるなどして、業務の適正な遂行に当たられたい。

[所管課（栗山観光課）]

(1) 指定管理者が指定管理事業を遂行するにあたって、事務執行上の手続きの不備や帳簿類の不備などが散見された。これは、所管課の制度に対する理解不足と指定管理者に対する指導不足に要因があると考ええる。制度に対する理解を十分に深めるとともに、指定管理業務全般について、再度、指定管理者とともに点検されたい。